

市町村自治基盤強化総合補助金の制度概要

1 目的

地域主権型社会の実現に向けて、市町村の自主性・主体性を尊重しつつ、権限移譲や行政システム改革に向けた取り組みなど、「市町村の行財政基盤の強化に資する広域連携事業等」とともに、「広域的な地域の課題解決に向けて取り組む事業」に対し、県が財政支援を行うもの。

2 対象メニュー

- 基本的には施設整備事業等のハード事業が対象であるが、一部ソフト事業も対象としている。
- 対象メニューが選択できる場合は、団体の判断による。

1. 自治基盤強化型事業	補助率	ソフト事業	県貸付金併用
(1) 広域連携事業			
①権限移譲型広域連携事業	1/2	○	○
②固有型広域連携事業	1/2	○	○
(2) 個別市町村事業			
③単独市町村権限移譲準備事業	1/3	○	
④施設統廃合事業	1/3		
⑤施設長寿命化・老朽化対策事業	1/3		
2. 広域行政課題解決型個別市町村事業			
⑥広域的利用施設整備等事業	1/3	○※2	
⑦市町村間相互利用施設整備等事業	1/3		
3. 市町村提案型事業			
⑧市町村提案型全県モデル事業	1/3	○	○
4. 圏域特例事業			
⑨地方創生推進事業	1/2※1	○	
⑩特定地域支援特例事業	1/3		
5. 知事特認事業			
⑪災害復旧等事業	1/2	○※3	
⑫その他	1/3	○※3	

※1 定額+定額を除いた市町村負担額×1/2とし、県予算額を超過した場合は1/3

※2 情報システム開発経費に限る

※3 ソフト事業も一部対象

3 団体限度額

原則：5,000万円

加算：広域連携事業(①権限移譲型広域連携事業, ②固有型広域連携事業※)+5,000万円

※ 国・県施設と市町村施設との合築等に係る事業は、別枠で1,000万円を加算

市町村提案型事業(⑧市町村提案型全県モデル事業) +3,000万円

圏域特例事業(⑨地方創生推進事業のみ) +1,000万円

知事特認事業(⑪災害復旧等事業、⑫その他) +3,000万円

4 下限事業費（原則）

区分	都市	町村
ハード事業（④、⑥、⑦）	1,800万円	900万円
ソフト事業及びハード事業のうち⑤、⑩、⑪、⑫	600万円	300万円
①、②、③、⑧、⑨、⑪、⑫	なし	なし

※ ①～⑫は「2 対象メニュー」の番号

5 予算配分の優先順位（⑪、⑫は順位外）

順位	補助対象事業
1	①権限移譲型広域連携事業、⑧市町村提案型全県モデル事業、 ⑨地方創生推進事業（SDG s 推進事業・その他事業）※
2	②固有型広域連携事業
3	③単独市町村権限移譲準備事業、④施設統廃合事業、⑤施設長寿命化・老朽化対策事業、⑥ 広域的利用施設整備等事業、⑦市町村間相互利用施設整備等事業、⑩特定地域支援特例事業

※ 地方創生推進事業の中にはSDG s 推進事業（SDGs 未来都市への応募のスタートアップ支援を目的とした事業）を優先する。

6 予算額

令和8年度当初予算額：18億円（うち地方創生推進事業 3.5億円）